主 文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 要

控訴代理人は、原判決を取消す被控訴人の請求はこれを棄却する。訴訟費用は被控訴人の負担とするとの判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決を求めた。 当事者双方の事実上の陳述は、控訴代理人において、第一、本件被控訴人の請求 は不適法で却下さるべきものである。被控訴人の請求は本件除名決議を違法である

は不適法で却下さるべきものである。被控訴人の請求は本件除名決議を違法であると主張しその取消を求めるにあることはその主張自体に徴しまことに明らかであ る。そうして違法の行政処分の取消を求める訴訟手続は行政事件訴訟特例法による べきものであつて、普通地方公共団体の決議機関たる議会の決議が違法である場合 もまた同法によりその取消又は変更を訴及しうるものであつて、他に準拠すべき法 令がないと信ずる。そうして本件除名決議がその手続、方法において違法のないこ とは、被控訴人においてその主張がないから、また全書証及び関係人の陳述に徴し これを肯定するのに十分であつて要は決議自体が相当であるか不当であるか ても、 に帰する。控訴人札幌市議会は地方自治法によつて紀律保護のため与えられたその 所属議員に対する懲罰権に基いて被控訴人を懲罰したものであるから、不当決議の 取消を訴及する法令の存しないこと上記のとおりである以上被控訴人の請求は法令 によって認めないものであって不適法である。第二、仮に被控訴人の請求が不適法 でないとしても(一)控訴人は原審以来主張している抗弁を維持する。 (二)控訴 人は以上の外行政事件訴訟特例法第十一条により原判決を取消し被控訴人の請求を 棄却せらるべきものと主張する。即ち一、本件除名処分は被控訴人札幌市議会の紀 律に関する事柄であつて前叙被控訴人札幌市議会の有する所属議員被控訴人に対し て行つた懲罰権の行使に関する内部関係の性格を有するものである。二、被控訴人 が従来行つて来た幾多の行為はA線に関する札幌市行政の運営を議会の内外を通じ て妨害し、しかも今日において依然反省自粛することがない事態であるから札幌市 民への奉仕者として札幌市議会議員の責務と名誉を弁じないこと甚しいものであって右は札幌市民に徹している明白な事実である。だから被控訴人が再び議席を得るに至ったとすれば札幌市民は議員の地位に信頼を失い、また札幌市政の円滑な運営を阻害することが必至であつて札幌市民の福祉を裏切るものといわざるをえないと 述べ、被控訴代理人において、右追加抗弁は何れも理由がないと述べた外、原判決事実摘示と同一であるから、これを引用する。

立証として、被控訴代理人は、甲第一二号証、同第三号証の一乃至三、同第四号証の一、二、同第五、六号証、同第七号証の一乃至四、同第八号証の一、二、同第十、十一号証を提出し乙第一、二号証、同第三号証の一、二、同第五号証の一、二、同第八号証の一乃至二十九の成立を認め、その余の乙号各証の成立は不知と答え同第一号証及び同第三号証の一を利益に援用した。同じく控訴代理人は、乙第一、二号証、同第三号証の一、二、同第四号証の一乃至十、同第五号証の一、二、同第二号証の一乃至十六、同第七号証の一乃至十二、同第八号証の一乃至二十九を提出し、原審被控訴人代理者本人訊問の結果のび当審証人Bの証言を援用し、甲第一号証、同第三号証の一乃至三、同第四号配の元、二、同第五、六号証、同第九号証の二、同第十号証の成立を認め、その余の甲号を証の成立は不知と述べた。

理 由

よつて進んで本案について判断する。

(要旨第一)おもうに、地方自治法第百三十四条第一項は、普通地方公共団体の議会はこの法律及び会議規則に違反した議〈/要旨第一〉員に対し議決により懲罰を科することができる旨を規定し、同法第百三十二条は、普通公共団体の議会においてきる旨を規定し、同法第百三十二条は、普通公共団体の議会においてまる言論を使用してはならない旨をしてはならない方とは明らかであり、従つてその懲罰処分の適法なにおいるので、普通公共団体の議会において無礼の言葉を使用した議員におけるの意法のであり、従つてその懲罰処分の適法な開のはよび開発を表別の議場における戒告、公開の議場における陳謝、一定期間の出席停止及び除名の四ることがあって、たらず、そのいずれの懲罰を料するかは議会の裁量にと一方をあるには、その議決の方法について、によらず、第百三十五条の特則によらなければならないが、この議決の方法に違反しない限り、議会のした除名処分には違法の問題を生せず、従つて表別によるの除名処分が〈要旨第二〉著しく過重であることを理由としてこれを取消すこと

ができないものといわなければならない。しかし、ここ〈/要旨第二〉に同条の適用について考うべきことは、議員が果してどんた発言をしたかを確定することは、事実問題であって、裁判所は、当事者間に争のある限り証拠によってこれを認定するも のであるが、その認定にかかる発言が果して同条にいう無礼の言葉を使用したこと に該当するかどうかは、法律問題であつて、その発言が客観的に判断して無礼の言葉であると解しえない限り、たとえ議会がこれを主観的に無礼の言葉であると解し て懲罰を科したとしても、右懲罰処分は違法の処分として取消を免れないものである。被控訴人の控訴議会における発言は前認定のとおりであるが、この発言中の係 争の言葉が同条にいう無礼の言葉に該当するか否かを判断するについて、特に注意 を要することは、議員の議会における言論の自由の尊重ということである。言論の 自由は日本国憲法の厳に保障するところであるが、とりわけ普通公共団体の議員は その住民の代表として選挙せられ議会において言論をすることをその重要な職務と するものであつて、その言論については、他人の私生活にわたるものを除き、十分 にその意を尽し民意を反映せしめなければならない。ゆえに、その発言を無礼の言 葉であるとして議員に懲罰を科するには慎重の考慮を要するのであつて、若しかよ うの懲罰権が濫用されるならば議員の言論はやがて自由を失い、かえつて議会の使 命の達成を阻む結果を招来するのである。さらに同条の適用について、なお注意を 加えると、同条は、もつぱら議員の議会における発言のみに依拠して、それが無礼 の言葉であるかどうかを判断すべきものであつて、その議員の議会外における行動 は、その発言の意味を正確につかむためこれを考慮に入れるのは格別、その行動自体を斟酌してこれを決することは同条の趣旨に反するものである。なお、同条にい う無礼の言葉を解するのに社交上の儀礼を標準としてはならない。かようの儀礼に 反する言葉をすべて無礼の言葉というならば、議員の言論の自由は著しく制約せら れてしまうであろう。議員の発言が無礼の言葉であるといわれるには、議員が附議 された事項(それは、もちろん普通公共団体に関する事件である。)についての意 見や批判の発表に必要な限度を超えて議員その他の関係者の正常な感情を反撥する 言葉であり、附議された事項について自己の意見を述べ又は他の議員等の意見等を 批判するについて必要な発言である限り、たとえ、その措辞が痛烈であつて、これがために他の議員等の正常な感情を反撥しても、それは議員に許された言論によつて生ずるやむをえない結果であつて、これをもつて議員が同条にいう無礼の言葉を 用いものと解することはできないのである。

さて、以上の前提に立つて、被控訴人が控訴議会でした前記発言について、控訴 議会が無礼の言葉であると主張することの当否を考究するに、

被控訴人の発言は前認定のとおり、札幌市道A線の幅員変更に関する諮問につい て審議する議会においてされたものであり、成立に争のない甲第十号証によると、 A線の幅員が四十五米に変更されたのは、この諮問に対する議決をまつて初めて正 式に確定した事実が明らかに認められるのであり、またA線の幅員については、昭和二十三年十一月十五日の控訴議会で、これを三十六米とされたい旨の一部市民の請願が二十六票対十五票の多数で採択の議決がされている事実は当事者間に争のな いところであつて、被控訴人の発言は右請願の成立したことを強調し諮問案の審議 について他の議員から、右請願採択の趣旨に反し、一言の質疑討論もなく、諮問案が可決されようとするの非を鳴らしたものに外ならず、控訴議会の指摘する諸々の 言葉は、その措辞において痛烈ではあるが、被控訴人のこの意見を発表するに必要な程度を超えたものとはいい難く、従つてこれをもつて被控訴人が無礼の言葉を使 用したものと解するのは失当であるのを免れない。また被控訴人が控訴議会から受 けた勧告に対し答えた「答弁の必要はない。」という言葉はそれ自体決して無礼の 言葉でないことは極めて明らかである。成立に争のない乙第一、二号証、同第四号 証の一乃至十、甲第六、七号証、原審における控訴議会代表者本人の訊問及び当審 証人日の証言によると、控訴議会が被控訴人に対し右勧告書を送付した理由が原判 決認定のとおりであり、その中被控訴人が法定の許可を受けずに建物や屋台を建築 し、または市議会議員の地位を利用して水道を施設させたりして疎開跡地整理事業 を妨害した行動は、議員として多大の反省を要することには相違ないけれども、か ようの事実があるからといつて、これを被控訴人の議会においてした発言に結び付 けて、前示発言を無礼の言葉であると解することが当を失することは、すでに説明 したところによつて明らかである。

以上縷述するところにより、被控訴人が控訴議会においてした被控訴人が控訴議会においてした被控訴人主張の発言は、決して無礼の言葉でないにかかわらず、控訴議会がこれを無礼の言葉であると解し前示法条に違反するものとして被控訴人を

除名する議決をした処分は到底違法であるを免れない。

ではいるでは、さらに、行政事件特例法第十一条によつて被控訴人の請求を棄却すべきものであると主張するけれども、前述のように、被控訴人に対する除名処分が違法である以上、これを取消して控訴議会の議員たる地位に復せしめるべきことは被控訴人を選挙した札幌市民の意思を尊重する上から当然であつて、被控訴入が再び議員たる地位に復することが公共福祉に適合しないものと認めるに足る証拠がないのでこの主張は採用しない。

そうすると、被控訴人主張の除名処分は、これを取消すべきものであり、原判決はその理由において不当であるけれども、被控訴人主張の除名処分を違法としてこれを取消したのは結局正当であることに帰する。

よつて、民事訴訟法第三百八十四条、第八十九条、第九十五条を適用し、主文の通り判決する。

(裁判長裁判官 浅野英明 裁判官 藤田和夫 裁判官 臼居直道)